

積極的な設備投資で大幅減税も可能!

07年度中小企業関連

減税 徹底解説

07年度税制改正は、40年ぶりに減価償却制度が見直される他、既存制度の延長や拡充などがメインとなった。今改正について、「投資関連税制」「注目の拡充税制」「事業承継関連税制」の3視点から見てみたい。なお、本稿は法案をベースに、07年度の改正概要を解説した。最終決定や厳密な要件などは通達などを確認すると共に、具体的な対策を講じる場合は税理士に相談して欲しい。

PART 1

投資関連税制

- 「減価償却制度」の改正
- 「中小企業等基盤強化税制」の延長
- 「中小企業地域資源活用促進法」の創設

設備投資に関連した07年度税制の主な改正ポイントは、「減価償却制度」の改正、「中小企業等基盤強化税制」の延長、「中小企業地域資源活用促進法」の創設 などである。

前年度からの継続分を加えた投資減税が充実(表1)し、さらに減価償却制度が改正されることで、「相乗効果により即時償却に匹敵するような減税効果も期待できる」(中小企業庁財務課)という。設備投資を考えるには、絶好の事業年度となりそうだ。まず、の減価償却だが、固定資産は取得価額の全額を、取得した年の費用として計上することは認められておらず、使用可能期間(耐久年数)に応じて、事業年度ごとに費用化しなければならない。これを減価償却という。

しかしながら、07年度改正では費用化できる金額がアップし、その分だけ納める税額が減ることになる。

従来の制度は、欧米や韓国などと比べて設備の償却年数が長かった。

これを海外と同水準にまで早めて投資サイクルを短縮化。技術革新を加速させて、国際競争力を強化しようというのが改正の背景である。

しかも、償却期間を短縮することにより、毎期の償却額は増加する。つまり費用化できる額がアップすることになり、結果として減税につながるわけだ。

さらには、最大のポイントとして、設備の耐用年数内で取得価額を100%償却できるようになることがあげられる(実際は備忘価格として1円を残

図1)新制度と旧制度の減価償却額の違い

06年度までの減価償却制度による算出法

条件 取得価額:1000万円/耐用年数:10年/残存価額:10%/償却可能限度額:95%

定額法 / 償却率:0.1			定率法 / 償却率:0.206		
経過年	期末残存簿価	当期の償却額	経過年	期末残存簿価	当期の償却額
1年	910万円	90万円	1年	794万円	206万円
2年	820万円	90万円	2年	630万円	164万円
3年	730万円	90万円	3年	501万円	130万円
4年	640万円	90万円	4年	397万円	103万円
5年	550万円	90万円	5年	316万円	82万円
6年	460万円	90万円	6年	251万円	65万円
7年	370万円	90万円	7年	199万円	52万円
8年	280万円	90万円	8年	158万円	41万円
9年	190万円	90万円	9年	125万円	32万円
10年	100万円	90万円	10年	100万円	26万円
11年	50万円	50万円	11年	79万円	20万円
12年	50万円		12年	63万円	16万円
13年	50万円		13年	50万円	13万円

(千円の位は四捨五入)

07年度からの減価償却制度による算出法

条件 取得価額:1000万円/耐用年数:10年/償却可能限度額:100%

定額法 / 償却率:0.1			定率法 / 償却率:0.25		
経過年	期末残存簿価	当期の償却額	経過年	期末残存簿価	当期の償却額
1年	900万円	100万円	1年	750万円	250万円
2年	800万円	100万円	2年	563万円	188万円
3年	700万円	100万円	3年	422万円	141万円
4年	600万円	100万円	4年	316万円	105万円
5年	500万円	100万円	5年	237万円	79万円
6年	400万円	100万円	6年	178万円	59万円
7年	300万円	100万円	7年	133万円	44万円
8年	200万円	100万円	8年	89万円	44万円
9年	100万円	100万円	9年	44万円	44万円
10年	0円	100万円	10年	0円	44万円

(千円の位は四捨五入)

必要があるが、ここでは便宜上0円として解説する。

図1に新制度と従来制度の減価償却方法の違いを示した。取得価額1000万円、耐用年数10年の設備を例に新旧の制度を比較しよう。まず、減価償却額を算出するには、定額法と定率法の2つの方法があり、それぞれの計算式は以下の通りだ。

定額法：当期償却額 = (取得価額 - 残存価額) × 償却率
定額法の償却率は1 / 耐用年数

定率法：当期償却額 = (取得価額 - 前年度分までの累計償却額) × 償却率
定率法の償却率は耐用年数により定められている

この算出方法に従うと、従来制度の定額法では残存価額が取得価額の10%と規定されているので、毎期の償却額は(1000万円 - 100万円) × 0.1で90万円となる。この額が毎期経費化されていく。

一方、従来制度の定率法では耐用年数10年の場合、償却率は0.206と規定されている。このため、初年度償却額は1000万円 × 0.206で206万円、2年目は(1000万円 - 206万円) × 0.206で164万円となり、以下は表のように償却が進むことになる。

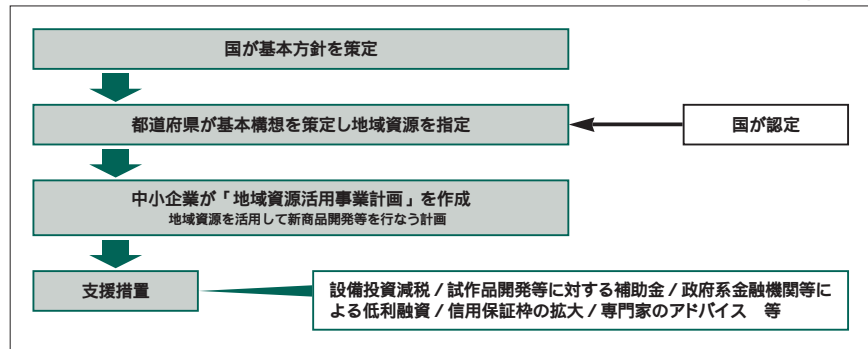
定率法は償却手続きが大幅変更

残存価額が取得価額の10%と定められているため、償却額は90%までと思われがちだが、実際には償却可能上限額として簿価上は95%まで資産を償却できる。だが、実際には耐用年数内ではこの限度額まで償却し切れずに、図の例では定額法で11年、定率法で13年も要する。07年度税制では、これを耐用年数内ですべて償却できる制度として改正されるのだ。

具体的には、前述の残存価額が撤廃され、償却可能限度額が100%へと変更。加えて、定率法の償却方法が

図2「中小企業地域資源活用促進法」のスキーム

出所：経済産業省(一部変更)



改正される。詳しく見てみよう。

図1の下側が新制度による償却例である。定額法では残存価額が撤廃されることから、償却額は単純に「取得価額 × 償却率」で算出できる。このケースでは償却額は100万円(1000万円 × 0.1)となり、償却可能限度額も100%なので耐用年数の10年で全額を減価償却できるようになる。

定率法については、やや複雑だ。基本的に毎期償却額の算出方法は同じだが、償却率が従来とは異なる。新制度では「250%定率法」が導入され、定額法の償却率を2.5倍(250%)した数値が、定率法の償却率となる。図の例では、0.1の2.5倍である0.25が償却率となるわけだ。

よって、新制度下での償却額は初年度1000万円 × 0.25で250万円、2年目は(1000万円 - 250万円) × 0.25で188万円。以下、表の通りとなる。

注目して欲しいのは、8年目以降の償却が同額である点。償却率がアップしたとはいえ、定率法のままでは耐用年数内で償却を完了することはできない。そこで、法定耐用年数から経過年数を引いた期間で均等償却(定額法)すると仮定した償却額と、定率法の償却額を比較。「均等償却 > 定率法」となる事業年度から、定額法へと切り替えて耐用年数内で償却を終えるという仕組みになる。

図の例では、7年が経過した残存簿価133万円の時点で、償却額が定額法44万円(133万円 / 3年)、定率法33万

円(133万円 × 0.25)と逆転するため、定額法に変更し耐用年数の10年で償却しているわけだ。この転換点を確認する作業は複雑で負担が大きいため、財務省がモデルケースを示した早見表を公表する予定という。

この新制度は、07年4月1日以降に取得する減価償却資産から適用となる。既存設備に対しては、償却可能限度額100%の条件が適用できる。償却中やすでに償却が完了した設備について、償却後5年間で全額を均等償却可能だ。

減価償却については、84ページ「耳より税金コラム」でも詳細に解説。

充実した投資関連の減税制度

設備投資減税では、の中小企業等基盤強化税制が2年間延長される。卸や小売業、サービス業など向けに、機械や装置に加え器具 / 備品への投資支援が充実していることが特徴だ。

対象となる設備に対し、特別償却30%(通常の減価償却とは別枠で、取得価額の30%をその期に減価償却できる)か、税額控除7%(所得税額から取得価額の7%の金額を控除できる)のいずれかが適用される。

この税制が適用される要件は、青色申告書を提出する税法上の中小企業などと規定されている。基本的に中小企業基本法上の中小企業であっても、資本金が1億円を超える企業は利用することができない。また、業種も限定されている。だが、後述する

の中小企業地域資源活用促進法や、05年度に制定された「中小企業新事業活動促進法」の認定を受ければ、こうした要件ははずれ、すべての中小企業の全業種が適用を受けられる。

の中小企業地域資源活用促進法は07年度に新たに創設される予定の法律で、「地域に特徴的な資源を生かして、地域産業の自立や持続的な成長を促す」(中小企業庁経営支援課)ことが狙いだ。

この法律に基づく認定を受けた中小企業には、様々な支援措置が講じられている。減税措置のみならず、補助金の支給や政府系金融機関による低利融資、専門家からのアドバイスなど多岐にわたる。

支援までの流れは図2の通り。対象となる地域資源は、都道府県が指定し国が認定する形だ。具体的には「産地技術」「農林水産物」「観光資源」の3類型が挙げられている。例えば、産地技術は地域特有の製造方法であり、農林水産物は地域の特産物など。詳細要件はまだ明らかではないが、「目安としては地域住民の半数程度の認知がある」(同前)地域資源が対象となりそうである。

地域資源活用法の承認を受けるには、指定された資源を活用した新商品やサービスの開発を行なう計画書を作成することが必要。これが国の地方支部局に認定されると、支援措置を受けられる。なお、「新商品やサ

ービスには新規性が問われる」(同前)点には留意したい。

減税措置や価額要件は、前述したように中小企業等基盤強化税制に準じたもの。地域資源を活用した新商品やサービスを開発・提供するために導入する設備が減税の対象となる。

こうした税制整備により、07年度に利用可能な主な設備投資減税を表1にまとめたので参考にしてほしい。

例えば、06年度に登場した「情報基盤強化税制」は、特別償却50%が適用される。新しくなった減価償却の定率法とあいまって、確かに冒頭で触れたように大幅減税も期待できる。この機会に、設備の増強を考えてみてはいかがだろうか。

表1)07年度において利用可能な投資関連税制

	情報基盤強化税制	中小企業投資促進税制	中小企業等基盤強化税制
減税措置	特別償却(50%)または税額控除(10%)のいずれかを選択適用	特別償却(30%)または税額控除(7%)のいずれかを選択適用	特別償却(30%)または税額控除(7%)のいずれかを選択適用
基本的な対象要件	青色申告書を提出する法人や個人事業者など	青色申告書を提出する税法上の中小企業(資本金1億円以下)や個人事業者など	青色申告書を提出する税法上の中小企業(資本金1億円以下)や個人事業者など
対象業種など	全業種(*1)	全業種(*1)	卸売業/小売業/飲食店業/サービス業
対象資産/設備	・OS、および同時に設置するサーバー ・データベース管理ソフトウェアと同時設置のソフトウェア ・ファイアウォール	・すべての機械/装置(*2) ・電子計算機/デジタル複合機 ・一定のソフトウェア(*3) ・その他の設備(*4)	・すべての機械/装置(*2) ・すべての器具/備品
価額要件(取得)	・資本金1億円以下(税法上の中小企業):300万円以上 ・同1億円以上10億円以下:3000万円以上 ・同10億円以上:1億円以上	・機械/装置:160万円以上 ・電子計算機/デジタル複合機:120万円以上 ・ソフトウェア:70万円以上	・機械/装置:280万円以上 ・器具/備品:120万円以上
価額要件(リース)	資本金1億円以下(税法上の中小企業):420万円以上	・機械/装置:210万円以上 ・電子計算機/デジタル複合機:160万円以上 ・ソフトウェア:100万円以上	・機械/装置:370万円以上 ・器具/備品:160万円以上
活用ポイントや留意点など	・IEC15408(*5)に基づき評価/認証された設備 ・新品/年度内稼働が適用の条件	・電子計算機/デジタル複合機は同一種類の設備を合算することが認められている ・新品/年度内稼働が適用の条件	・合算要件が認められていないので、単体で価額要件を満たすことが条件となる ・新品/年度内稼働が適用の条件
適用期間	07年度末まで	07年度末まで	08年度末まで

	小額減価償却資産の特例	「中小企業地域資源活用促進法」に基づく税制	「中小企業新事業活動促進法」に基づく税制
減税措置	取得価額30万円未満の減価償却資産を即時償却可能。上限額は年間300万円	特別償却(30%)または税額控除(7%)のいずれかを選択適用	特別償却(30%)または税額控除(7%)のいずれかを選択適用
基本的な対象要件	青色申告書を提出する税法上の中小企業(資本金1億円以下)や個人事業者など	「地域資源活用事業計画」を作成して国の認定を受けた中小企業基本法上の中小企業や個人事業者など	「中小企業新事業活動促進法」に基づき認定を受けた中小企業基本法上の中小企業や個人事業者など
対象業種など	全業種(*1)	全業種(*1)	全業種(*1)
対象資産/設備	・すべての減価償却資産	・地域資源を活用した新商品や新サービスを開発し提供するための機械/装置、器具/備品	経営革新や新連携を行なうために必要な機械/装置、器具/備品
価額要件(取得)	・取得価額:30万円未満	・機械/装置:280万円以上 ・器具/備品:120万円以上	・機械/装置:280万円以上 ・器具/備品:120万円以上
価額要件(リース)		・機械/装置:370万円以上 ・器具/備品:160万円以上	・機械/装置:370万円以上 ・器具/備品:160万円以上
活用ポイントや留意点など	・新品要件が規定されていないので、中古品も特例の対象として即時償却可能 ・年度内の稼働が条件	・都道府県が策定した基本構想に基づき指定された地域資源の活用が条件 ・価額要件などは中小企業等基盤強化税制に順ずる ・減税以外に補助金の交付も	・「経営革新計画」や「新連携計画」などを作成し、国の認定を受けることが条件 ・価額要件などは中小企業等基盤強化税制に順ずる
適用期間	07年度末まで	08年度末	08年度末

(*1) 公序良俗に反するものなど一部除外業種あり (*2) 財務省令の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に規定された製造設備 (*3) バックアップソフト、受託開発ソフト、自社開発ソフトなど (*4) 普通貨物自動車、内航船舶 (*5) セキュリティ関連の国際標準規格

「役員給与の損金算入制限」の改正

「留保金課税制度」の撤廃

PART2では拡充された税制措置として知っておきたい改正ポイントを見てみたい。具体的には、「役員給与の損金算入制限」の改正と「留保金課税制度」の撤廃 この2点である。以下、詳細を見ていこう。

まず、役員給与の損金算入制限は、06年度税制改正で講じられた措置だ。新会社法の施行により最低資本金規制が撤廃されたため、小額の資本金でも法人を設立できるようになった。

このため、個人事業者による節税目的の法人設立を防ぐ狙いから、実質1人会社（特殊支配同族会社）を念頭に導入された税制である。

だが、中小同族会社にとって増税となったこの措置は、「中小企業の活性化や新会社法のコンセプトである起業促進を妨げる」との配慮から、07年度は適用除外の基準を引き上げる改正が行なわれる。

役員給与と損金算入制限の概要は図3の通り。06年度改正以前は、会社オーナーへの役員給与と全額を、法人段階で人件費として損金に算入することができた。

問題となったのは給与所得控除だ。法人段階で損金（非課税）となった上に、オーナー個人の確定申告でも課税対象とはならないため、「経費の二重控除」と指摘されたのだ。そこで、法人段階では、オーナーの給与所得控除分を損金として認めないという制度である。

給与所得控除額は、オーナー給与の額面金額で決まる。例えば、800万円の給与を得ているケースでは「額面金額×10%+120万円」となり、給与所得控除額は200万円。06年度改正

では、これがそのまま法人段階の課税所得に加味され、約80万円程度（実効税率40%）の増税となった。

この税制の対象となるのは、図にも示したように会社オーナーと同族関係者で発行済み株式などの90%以上を持っており、常勤役員が過半数以上を占めている法人だ。同要件は期末時点の状況で判断される。

ただし、06年度税制では2つの適用除外要件が設けられていた。「会社の利益（課税所得）とオーナー役員給与の合計額（基準所得）が800万円以下」、あるいは「基準所得が3000万円以下で、オーナー役員給与の占める比率が基準所得の2分の1以下」という条件のいずれかを満たせば、損金算入制限措置の適用を受けなかった。

07年度改正ではこの適用除外要件

が緩和され、1つ目の要件である基準所得が800万円以下から「1600万円以下」に引き上げられたのである。

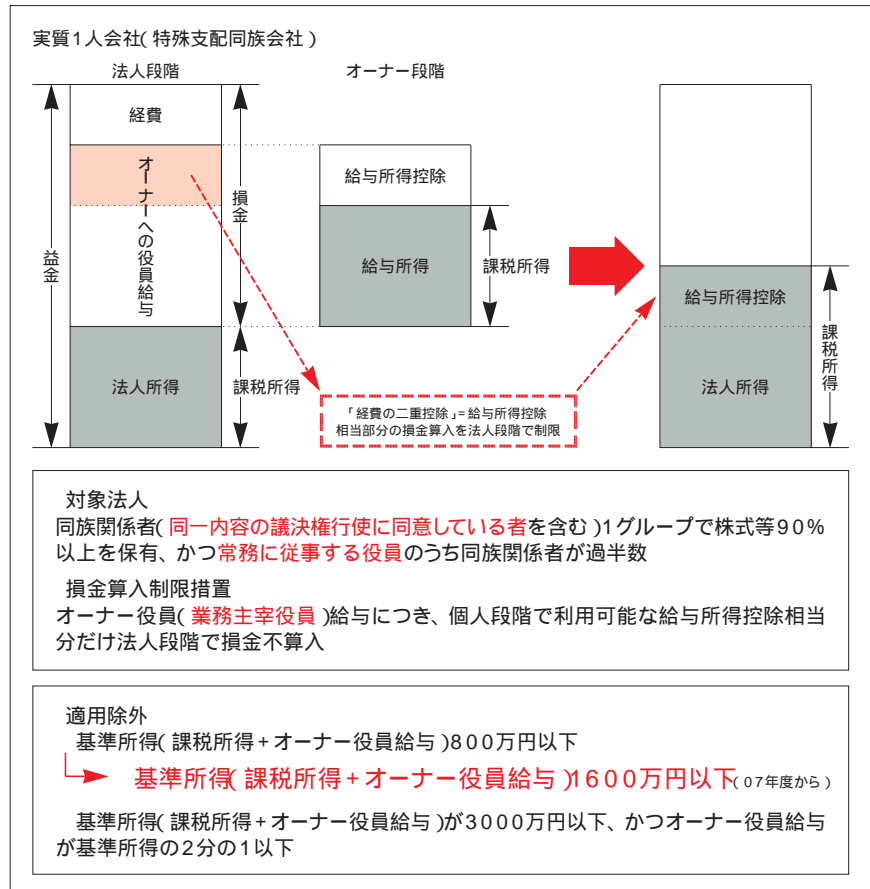
前述したオーナー役員給与800万円の法人を例に見てみよう。法人段階での課税所得を100万円と仮定すると、基準所得は900万円となる。06年度要件では適用除外とはならないが、基準所得が引き上げられた07年度は除外要件を満たし、オーナー給与とは全額損金算入できることになる（実際の基準所得は直近3期の平均額で算出する）。

今回の改正でも適用が除外されない法人は節税対策として、07年度末までに対象法人の要件からはずれるような工夫が必要となりそうだ。詳細は、税理士などと相談してほしい。

内部留保増額の好機

一方、留保金課税制度の撤廃とは、税法上の中小企業（資本金1億円以下）は、留保金課税の適用から

図3 特殊支配同族会社に対する役員給与の損金算入制限措置の概要



除外されるというもの。利益を上げている健全な中小企業にとっては、大きな税制措置といえよう。

特定同族会社（同族関係者1グループで株式などを50%以上保有）に適用される留保金課税制度とは、内部留保（課税所得 - 法人税等 - 配当 - 留保金控除）に対して、追加的に税金を徴収する制度。

もともとは個人会社オーナーの節税対策に対し、これを避けることを狙ったものとされる。個人の所得税率よりも法人税率の方が低いため、オーナーが自分への配当を減らし、その分を会社の所得として内部留保

すれば、オーナーの所得税負担が減少するからだ。これを阻止するために、予め内部留保金に課税したのである。

だが、健全な中小企業にとっては税の二重取り（法人税 + 留保金課税）との反論も多かった。

しかも、「中小企業の成長には設備投資の資金確保や、信用力向上のための内部留保が不可欠。現行の内部留保課税制度は阻害要因となる」（中小企業庁財務課）この判断から、税法上の中小企業が留保金課税の適用対象外となったのだ。

ただし、税法上という規定のため

資本金1億円超の特定同族会社（中小企業基本法で定義される中小企業）は、これまで通り内部留保に対して課税される。

課税を回避して内部留保を行ないたいという企業には、「中小企業新事業活動促進法」に基づいた経営革新計画の認定を受けるという方法がある。承認されると、減税措置の一環として留保金課税が免除されるからだ。

ここで解説した役員給与の損金算入制限の改正と内部留保金課税の撤廃は、いずれも07年4月1日から適用される。

PART 3

事業承継関連税制

「相続時清算課税制度」の拡充
「種類株式評価法」の明確化

ここでは円滑な事業承継を実現する狙いで講じられている「相続時清算課税制度」の拡充、「種類株式評価法」の明確化 この2つの税制措置を解説しよう。

中小企業の事業承継で重要なポイントの1つに、「会社を託す後継者へ自社株式を確実に移転すること」があげられる。確実な承継と減税対策として、03年度税制改正で創設され

た制度が「相続時清算課税制度」だ。そして07年度税制では、さらにスムーズな承継を目的に、自社株式の贈与については贈与者の年齢要件を60歳に引き下げ、非課税枠を3000万円まで拡大する特例措置が講じられたのだ。

まず、相続時清算課税制度の概要を確認しておこう（図4）。この制度は贈与と相続それぞれの特徴を合わ

せ持つもので、贈与時に贈与税よりも税率を抑えた課税を行い、実際の相続時に贈与済みの財産を相続財産に組み戻して税金を再計算する。

相続時清算課税制度の基本要件では、65歳以上の親（贈与者）から20歳以上の子（受贈者）への贈与財産に対して、2500万円までが非課税扱いとなる。限度額までは複数回に分けて利用することもでき、これを超える金額については一律20%の税率が課される。通常の贈与では、100万円以上で50%の税率がかかるだけに、相続時清算課税の贈与時の税率の低さが理解できるだろう。

そして、親が亡くなり実際に相続が発生した際に、相続時清算課税により贈与を受けた財産と相続財産を合算した金額で相続税を計算。この時、贈与財産については、贈与時の財産評価額がそのまま適用される。相続税額が贈与時に収めた税金よりも大きい場合には納付し、逆に小さい場合には還付を受けるという仕組みである。

この制度を活用して贈与財産3000万円 / 相続財産3500万円、法定相続人数1名というケースを見てみる。贈



与時点では2500万円の非課税枠を超えた500万円に20%の税率がかかるため、100万円の税金を納める。相続時には、相続財産3500万円に贈与財産3000万円を組み戻すので、トータルの相続額は6500万円となる。

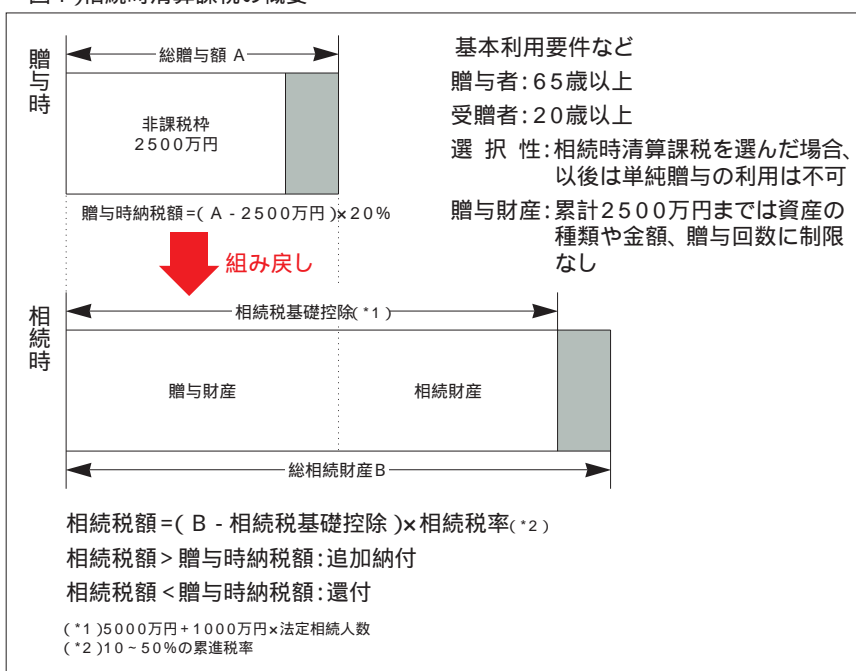
ここから基礎控除6000万円（5000万円 + 1000万円 × 1名）を引くと、相続課税額は500万円だ。課税額1000万円以下の税率は10%であり、このケースの相続税額は50万円（500万円 × 10%）となる。これは贈与時に収めた税金100万円よりも低いため、差額の50万円が還付されることになる。

07年度税制では、特例として適用要件を緩和。前述したように、非上場の自社株式を事業後継者へ贈与する場合に限り、贈与者の年齢要件を60歳に引き下げ、非課税枠を3000万円まで拡大する。

この特例を利用するには、「発行済株式等の増額が20億円未満（相続税評価額ベース）」「受贈者が発行済株式等と議決権の50%以上を保有していること」「会社の代表者として経営に携わっていること」といった要件を満たす必要がある。後者2つの項目については特例選択後、4年間が経過した時点で判断される。

今回の改正は、中小企業の事業承継の実情に配慮したもの。経済産業省の統計調査では、中小企業の経営

図4 相続時清算課税の概要



者が事業承継に取り組み始める年齢は55歳からであり、実際に承継する平均年齢は59.6歳との結果が得られたという。

しかも、すべての株式を後継者へ移転するには、平均して3000万円を要しているとのデータもあり、特例の創設に至ったのである。

なお、相続時清算課税の特例は07年1月1日から2年間適用される時限措置である。

種類株式の相続評価を規定

07年度税制では、新会社法施行により活用の幅が広がった の種類株式について評価方法の明確化が規定

される。

種類株式は中小企業のスムーズな事業承継を実現する手段として活用が期待されている。例えば、オーナー経営者が自社株を移転して事業後継者に経営権を集中させたいが、相続人が複数いるケースはよくある。この時に、議決権のない種類株式を発行してこれを非後継者に、議決権のある普通株式を後継者に相続させることで、円滑な事業承継が可能となる。

だが、取引相場のない種類株式は相続税法上の評価方法が不明確。これでは事業承継での活用が進まないとの理由から、今回の改正で具体的な評価方法が定められたのだ。

今回、評価方法が明確にされた種類株式は「配当優先の無議決権株式」「社債類似株式」「拒否権付株式」の3つである。十数種類ある中から、事業承継で活用できそうな種類株式を実務家などと議論しピックアップした。

各種類株式の概要と相続税法上の評価方法は表2にまとめたので、そちらを参照してほしい。詳細は、07年度内に国税庁より通達として公表される予定だ。

表2 取引相場のない種類株式の概要と相続税法上の評価法

拒否権付株式	拒否権付株式
配当優先の無議決権株式	配当のみで議決権を有しない種類株式。原則は普通株式と同等に評価。ただし、「相続人全体の相続税評価総額は不変」との前提から、無議決権株式の評価減分(議決権がない)として5%を普通株式(議決権あり)に加算可能。これにより、相続税の視点から普通株式を引き継いだ後継者の相続税が高くなる
社債類似株式	配当のみで議決権を有しない種類株式だが、「一定期間後に発行会社が発行価額で買い取る」「普通株式への転換権なし」といった要件を持つ。社債に準じた評価方法が適用される
拒否権付株式	普通株式に拒否権がついた種類株式。オーナー経営者が後継者へ経営権を譲るが、オーナー経営者が拒否権付株式を保有することで後継者の独断専行を防ぎ、経営安定化に活用可能。普通株式と同等に評価する